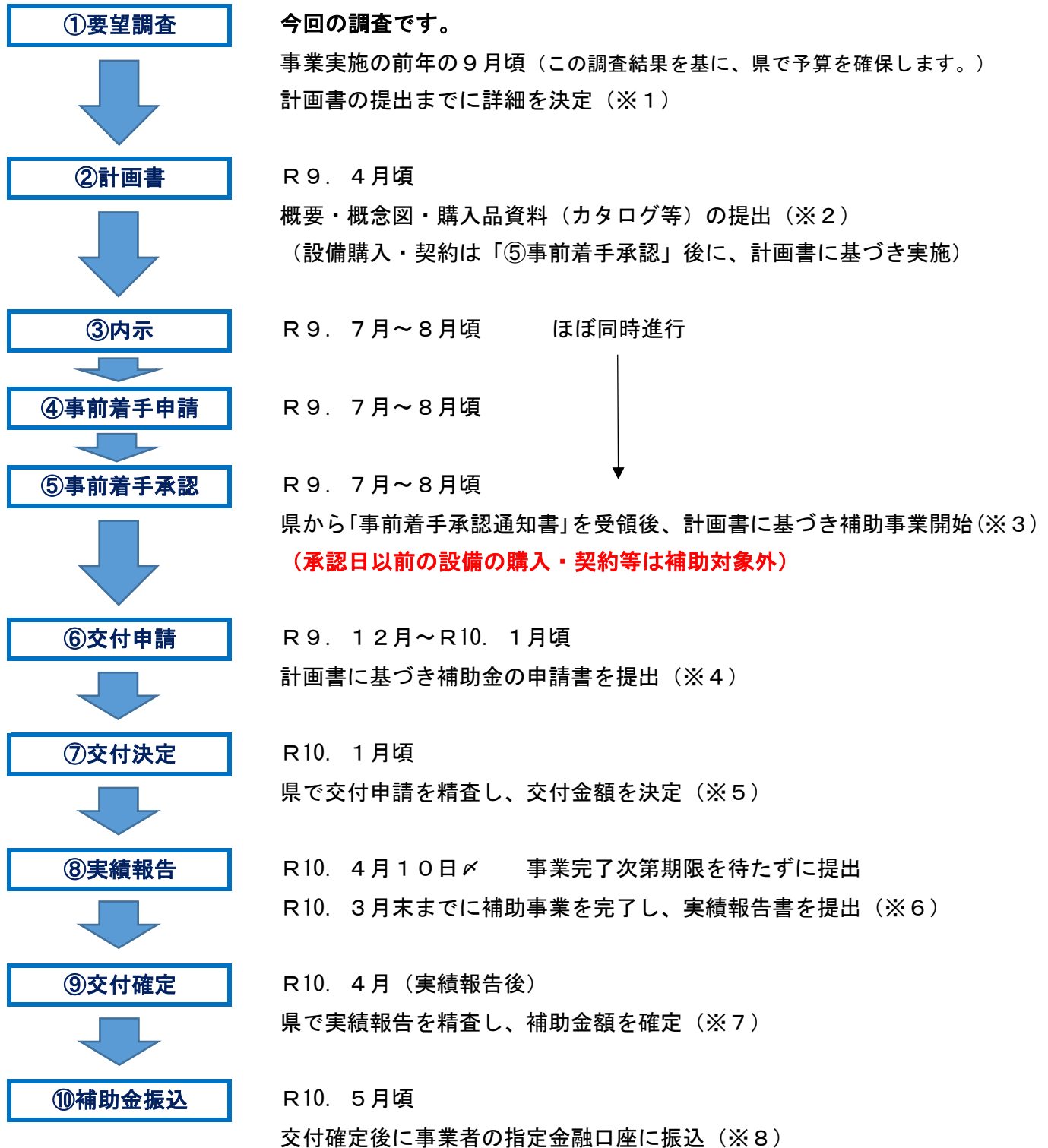


遠隔医療設備整備事業補助のながれ

※ 国の補助金を活用した事業のため、R9年度事業の実施については、現時点では未確定。
(下記に記載している内容は、例年の参考であり、国の補助金交付要綱の変更等に伴い、変わる可能性があります。)



※消費税抜きの補助金のため、仕入控除税額報告は不要です。

- ※1 要望調査にご回答いただいた医療機関に事業案内を送付しますので、令和8年度に事業実施予定の医療機関は、要望調査票を提出してください。
②計画書の提出までに、遠隔先（支援側・依頼側）や遠隔距離（地理的距離）、システムや機器のメーカー・規格・単価等を決めてください。

補助対象経費：医療機関及び在宅患者用の遠隔診断装置（＝遠隔医療に必要なコンピューター及び付属機器、ソフトウェア（既存のアップグレードも可）の購入

※ 対象外…医療機器、業者との連携、老人ホーム居住者（在宅患者と認められません）

- ※2 提出期限は依頼から2週間程度です。
「概要」：要望調査票と同様の記載項目です。
「概念図」：簡易なネットワーク構成図（見取り図）です。貴院と遠隔先の距離、購入・導入品の設置場所等がわかるような図を作成してください。
様式は任意ですが、購入先メーカーが作成した図面をご提出いただくことが多いです。
「購入品資料」：補助対象の精査のため、購入予定の設備のカタログを用意してください。

- ※3 計画書記載以外の購入・導入は基本的に認められません。
承認日以降に、契約・購入・納品をしてください。
承認日以前のは補助対象外となりますので、くれぐれもご注意ください。

- ※4 計画書に基づき交付申請書を作成してください。
（補助対象外の経費が含まれている場合、補助金額が減額されます。）

- ※5 交付申請書の「県補助基本額」×1／2が補助金額となります。

- ※6 実際に購入した実績の報告書を記載してください。
（補助対象外の経費が含まれている場合、補助金額が減額されます。）

- ※7 実績報告書の「県補助基本額」×1／2が補助金の交付確定金額となります。

- ※8 交付確定金額が指定の金融口座に振り込まれます。